

令和 8 年

市議会 5 月臨時会議案

知立市



## 令和 8 年市議会 5 月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
税 務	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市税条例の一部を改正する条例）
税 務	同意第 3 号	知立市固定資産評価員の選任について
長 寿	議案第 2 8 号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 2 9 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
教 庶	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について（校舎長寿命化改良工事）

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市条例の一部を改正する条例

（専決第2号）

（専決処分書別紙）

令和8年5月8日提出

知立市長 石川 智子

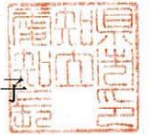
専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年3月31日

知立市長 石川 智子



## 知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和45年知立市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「、第73条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第73条の7第1項の申告書、」を削る。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない。」を「この限りでない。」に改め、同項を同条第2項とする。

第73条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第73条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第73条の4から第73条の9までを削る。

第74条（見出しを含む。）、第75条（見出しを含む。）、第76条（見出しを含む。）及び第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し、第80条（見出しを含む。）並びに第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3

項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項第4条を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の知立市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

同意第3号

知立市固定資産評価員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年5月8日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 河 合 圭 太  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、前任者の辞任に伴い必要があるからである。

## 議案第 28 号

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

知立市介護保険条例（平成 12 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例）

第 12 条 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、附則第 11 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合において、これによりみなされる当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 3 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に附則第 11 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「附則第 11 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、附則第 11 条非適用保険料段階の保険料率により算定した額とする。

3 第 1 項の規定による令和 8 年度分の保険料の減免については、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による申請を要しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

この案を提出するのは、令和8年度の介護保険料を減免する特例を設けるため必要があるからである。

## 議案第 29 号

### 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

### 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 45 年知立市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 5 項に後段として次のように加える。

ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 23 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、「キからケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」を加え、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第30号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月8日提出

知立市長 石川 智子

記

- 1 工 事 名 校舎長寿命化改良工事
- 2 工 事 場 所 知立市 八ツ田町川畔 地内
- 3 工事の概要 建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- 4 請負契約金額 金465,080,000円
- 5 請負契約者 知立市内幸町加藤75番地  
中一建設工業株式会社  
代表取締役 中根 正喜
- 6 契約の方法 一般競争入札

提案理由

この案を提出するのは、八ツ田小学校南棟の長寿命化改良工事のため必要があるからである。

